

公衆衛生対策部門

新型インフルエンザ対策における基本戦略の策定について

趣 旨

新型インフルエンザ対策について、その知見の集積等により、各国も基本戦略の改訂をすすめている。我が国においても、新型インフルエンザへの備えの強化のため、本年5月12日に改正感染症法等が施行され、各党PTにおいても活発に議論が深められている。こうしたなかで我が国の地理的な条件、交通機関の発達度、受診行動の特徴などをもとに、さらに人的被害を最小限に抑え、社会機能への影響を最小限に抑えるべく基本戦略を策定する。

目 標

1. 新型インフルエンザの流行を遅延させ、流行のピークにおける患者発生数および死亡者数を可能な限り抑制する。
2. 医療体制や社会機能の破綻を阻止する。

基本戦略の概要（案）

【前段階】 国外未発生／国内未発生時 （フェーズ1、2、3）	
目的	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 国際的な連携のもとに発生の早期発見につとめる 2) 発生に備えて体制の整備を行う 	
戦略	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策を実施する 2) 抗インフルエンザウイルスやプレパンデミックワクチンの備蓄等を行う 3) 医療体制の整備等を行う 	

【第一段階】 国外発生／国内未発生時 （フェーズ4A、5A、6A）	
目的	
<ul style="list-style-type: none"> 1) ウイルスの国内流入をできるだけ阻止する 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う 	
戦略	
<ul style="list-style-type: none"> 1) ヒト―ヒト感染発生地への渡航自粛・航空機運航自粛などによりウイルス流入のリスクを軽減する 2) 感染地域からの入国者に対し健康調査・停留等の措置を行う 3) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を図る 4) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には積極的に接種を勧める 5) 海外発生国における継続的な情報収集および関係機関との情報共有をすすめる 	

【第二段階】 国内発生早期 （フェーズ4B、5B）	
目的	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大のスピードをできる限り抑える 2) 大規模な感染拡大（フェーズ6B）発生に備えた体制の整備を行う 	
戦略	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 地域住民全体への予防投薬や人の移動制限をとまなう厳格な地域封じ込めの可否を検討する 2) 早期発生例については接触者調査を行なった上で発症者は指定医療機関への隔離お 	

<p>よび早期の抗ウイルス薬投与を行なう</p> <p>3) 接触者は自宅待機とした上で予防投薬も行ない、発症した場合には指定医療機関への受診を勧奨する</p> <p>4) 発生した地域において学校の臨時休業、集会等の自粛、外出の自粛、個人防護の徹底の周知等を実施する</p>
--

<p>【第三段階】国内での感染拡大期 (フェーズ6B)</p>
<p>目的</p> <p>1) 人的被害(感染者数や死者数)を最小限に抑える</p> <p>2) 第1波の感染者数を最小限に抑えワクチン製造等を進める</p> <p>3) 医療・社会機能への影響を最小限に抑える</p>
<p>戦略</p> <p>1) 発症者は原則として自宅隔離とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する</p> <p>3) 地域での公衆衛生対策は継続して行なう</p> <p>4) パンデミックワクチンの開発・製造を積極的に進めていく。安全性・有効性が確認され次第接種を実施する</p>

<p>【第四段階】社会機能回復期 (後パンデミック期)</p>
<p>目的</p> <p>1) 大流行後の社会機能を速やかに回復させる</p> <p>2) これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する</p>
<p>戦略</p> <p>1) これまでの実施対策を段階的に縮小させる</p> <p>2) 行動計画やガイドライン等の見直しを行い、必要な対策を実施する</p>

予防投薬についての論点の整理

1. これまでの経緯と背景

国内初動体制における予防投薬の投薬方法としては、① 家庭内・施設内予防投薬（発生初期に迅速に感染拡大を最小限に抑える目的）、② 接触者予防投薬（家庭や施設を除く接触者に対して実施。追跡調査が不能になれば中止する）、③地域内予防投薬（国内発生初期の地域封じ込めに関し当該地区全域で実施）があげられていた。しかしながら、最近の諸外国の知見を踏まえ、①②それぞれの運用期間を明確にしていく必要が生じてきた。

2. 課題

予防投薬のあり方については、「予防投薬対象者」とそれを「対応の区切り」におけるマトリックスで適否を検討することによって、考え方の共有化を図るべきではないか。

(1) 予防投薬対象者

- ① 家庭内（患者と同一世帯同居者）
- ② 濃厚接触者（積極的疫学調査によって濃厚に接触した者。ただし①に該当する者を除く）
- ③ 施設内（患者が通う施設に属する全ての者を対象に行う。不特定多数の接触者は対象外）

(2) 対応の区切り（案）

- ① 国内初発
- ② 国内患者間で、疫学的リンクのない患者が発見された時点
- ③ パンデミック期 ※
- ④ パンデミック回復期 ※

（※ ただし、予防投薬用のタミフルが残存していることが条件）

●検討例（以下のマトリックスで適否を検討）

(1)対象者 (2)対応の区切り	①家庭内	②濃厚接触者	③施設内
①国内初発～			
②疫学的リンクのない患者発生			
②疫学的リンクのない患者発生～			
③パンデミック期			
③パンデミック期～			
④パンデミック回復期			

「新型インフルエンザ発生初期における早期対応戦略ガイドライン」

改定の方向性

背景

「新型インフルエンザ発生初期における早期対応戦略ガイドライン」は、行動計画に基づき、自治体に具体的な対応方針を示すものとして策定された。本ガイドラインに新型インフルエンザ発生後に必要な項目は網羅されているものの、「地域封じ込め作戦」の記載分が多く、また題名から初期の対応のみに重点を置いているととられるおそれがある。

このため、構成の変更、細部の追加記述などにより、フェーズ4宣言以降からフェーズ6のパンデミック期及び終息期までの地域における①感染拡大防止、②社会機能維持等の戦略を示すものとして、改訂することが提案された。

現ガイドラインに対する公衆衛生WG委員からの課題

1. タイトルの変更：発生初期に限らずパンデミックまで含めた連続性のある対策であることを示す適切な題名に変更する。
(例：国内発生時における行政対応ガイドライン)
2. 戦略の全容の明確化：薬剤による感染拡大防止策、薬剤以外による感染拡大防止策（公衆衛生対策：学校の臨時休業、外出の自粛など）を時系列に記載し、現在不明瞭となっているフェーズ6以降（パンデミック期）の対策戦略を明確化する。
3. 全体の戦略と、一戦略オプションである「地域封じ込め作戦」の記載を分離する（例「地域封じ込め作戦」はオプションとし、付録等として位置付ける）
4. 薬剤による感染拡大防止策の細部の検討：特に予防投薬の対象、実施期間、開始時期等について検討、詳細を決定する必要（特に、家庭内、施設内での投与について、発熱外来、ファックス処方など医療部門WGとの関係も含め検討する必要）。